

第 2 期

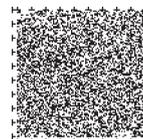
幸手市子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

幸 手 市



はじめに

我が国では、ライフスタイルの多様化による出生率の低下や、少子高齢化の進展、更に人口減少などにより、私たちを取り巻く状況は大きく変化しています。こうした中、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しい状況にあると考えられます。また、女性の社会進出の拡大により、仕事と子育てを両立できる環境整備の充実も求められています。



こうした中、少子化に歯止めをかけ、子どもを生き育てやすい社会を創設するために、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築が求められており、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法など）が成立しました。

これにより、平成27年度からは、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度が実施されることとなりました。

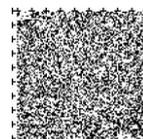
新制度の実施にあたり、本市では、「子どもが 親が 地域が育つ 子育てを支援するまち さって」を基本理念に、家族や地域の人々、行政や関係機関及び関係団体が互いに協力して、地域社会が一体となった子育て環境づくりを目指して、「幸手市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、総合的な子育て支援に取り組んでまいりました。

令和2年度から始まる「第2期幸手市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」では、引き続き、地域社会における総合的な子育て支援を更に進めるとともに、「子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち」を政策目標に掲げ、子育てしやすい環境整備で人口の減少に歯止めをかけるための施策の推進に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました「幸手市児童福祉審議会」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様並びに関係各位に対しまして、心からお礼を申し上げますとともに、今後の計画推進につきましても、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

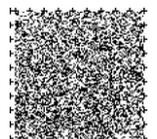
令和2年3月

幸手市長 木村 純夫

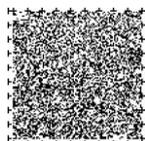




I.計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	5
(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施	5
(2) 庁内子育て支援ネットワーク会議での検討	5
(3) 幸手市児童福祉審議会での検討	5
(4) パブリックコメントの実施	5
II.子育てを取り巻く現状と課題	7
1. 人口・世帯	9
(1) 人口の推移	9
(2) 年少人口の推移	9
(3) 世帯数の推移	10
(4) 世帯の状況	10
(5) 人口推計	11
2. 出生・結婚	12
(1) 未婚率	12
(2) 婚姻数及び婚姻率の推移	14
(3) 離婚数及び離婚率の推移	14
(4) 出生数及び出生率の推移	15
(5) 年齢階級別労働力率	16
(6) 母の年齢別出生数の推移	18
3. 教育・保育の状況	19
(1) 保育所・認定こども園等の利用者数の推移	19
(2) 保育所利用者数の推移	19
(3) 幼稚園、認可外保育施設、事業所内保育施設の利用者数の推移	20
(4) 児童・生徒数の推移	21
(5) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室利用者数の推移	21
(6) 障害児数（18歳未満手帳所持者）の推移	22



4. 子育て支援事業の提供体制	23
5. ニーズ調査結果	24
(1) 調査の種類	24
(2) 調査期間	24
(3) 回収結果	24
Ⅲ.計画の基本的な考え方	31
1. 政策目標	33
2. 基本的な視点	33
3. 計画の体系	34
4. 計画の推進体制	35
Ⅳ.子ども・子育て支援事業の展開	37
1. 子ども・子育て支援新制度の趣旨とポイント	39
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	40
(1) 子ども・子育て支援給付	40
(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	41
(3) 子どもの認定区分	42
3. 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	44
(1) 推計の手順	44
(2) 将来推計人口	45
4. 教育・保育提供区域の設定	46
5. 幼児期の学校教育・保育	47
(1) 満3歳～就学前の子どもの幼稚園利用（1号認定）	48
(2) 保育所等利用（2号認定・3号認定）	48
6. 地域子ども・子育て支援事業	50
(1) 利用者支援事業	51
(2) 延長保育事業	52
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	53
(4) 子育て短期支援事業	54
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	55
(6) 養育支援訪問事業	56
(7) 地域子育て支援拠点事業	57
(8) -1 一時預かり事業	58
(8) -2 一時預かり事業	59



(9) 病児保育事業	60
(10) 子育て援助活動支援事業	61
(11) 妊婦健康診査	62
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	63
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	63
V. 施策事業の展開	65
基本的な視点1 子どもの成長を支援する視点	67
(1) 幼児期の教育・保育の充実	67
(2) 子どもの健全育成	68
(3) 支援が必要な子どもへの取り組み	70
(4) 安心・安全な環境の整備	71
基本的な視点2 切れ目のない子育て支援の視点	72
(1) 子育て相談・情報提供の充実	72
(2) 多様な子育て支援サービスの充実	73
(3) 子どもや母親の健康の確保	74
(4) 経済的支援の充実	75
基本的な視点3 子育てを支え合う視点	77
(1) 仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）	77
(2) 地域における子育て支援	78
資料編	79
1. 計画の策定経過	81
2. 幸手市児童福祉審議会条例	82
3. 幸手市児童福祉審議会委員委嘱者	84

